

【重要事項説明書】

(指定訪問看護サービス)

1. 運営の方針

ステラボ訪問看護リハビリステーションは、在宅で安心して生活が続けられるように支援します。

特に「リハビリ」と「フットケア」に専門性を持ち、脳卒中・神経難病などによる歩行や日常生活の困難、巻き爪やむくみなど足のトラブルに対して、専門スタッフが連携してサポートします。

また、24時間対応やターミナルケアは行いませんが、利用者様の自立支援と生活の質の向上を第一に考え、地域の医療・介護・福祉機関と協力してサービスを提供します。

2. 法人の概要

法人名	合同会社 Stellabo
所在地	広島県福山市新湍町3丁目10-21
連絡先	084-961-4227
代表者名	代表社員 村重星舟

3. 事業所の概要

事業所名	ステラボ訪問看護リハビリステーション
所在地	広島県福山市新湍町3丁目10-21
連絡先	電話/Fax 084-961-4227
管理者名	山根えりか
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	3461591079号
サービス提供地域	福山市・尾道市（離島は除く）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

4. サービスの内容

サービス内容	利用者様（以下、「利用者」といいます）のお宅を訪問し、療養上のお世話や診療の補助などを行うサービスです。 訪問看護の提供については、主治医の指示に基づき行います。 指示書に基づいて、私たちが作成する訪問看護計画に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護を提供します。 訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し、これを主治医に提出します。
--------	---

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日・祝日
サービス提供時間	8:30～17:30	休み
※年末年始（12月30日～1月3日）は「休み」となっております。		

6. 事業所の体制について

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員 2.5 名以上配置。

看護師（准看護師は除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

准看護師は、看護師の指示の下、医師の指示に基づき、事業の提供に当たる。

(3) 療法士 1 名以上配置。

療法士（理学療法士・作業療法士等）は、医師の指示に基づき、事業の提供に当たる。

7. サービス料金について

(1) 利用料金

料金表別紙参照。

*主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って医療保険による訪問看護の提供となります。

(3) その他の費用

駐車スペースが無く、有料駐車場を使用する場合は駐車料金を実費徴収いたします。

(4) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

(5) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 km につき	3 0 円
-------	----------	-------

(6) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(7) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、27 日までにあらかじめ指定された方法でお支払ください。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治の医師、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をとり対応いたします。また、その経過の記録を残します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄:)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		※サービス提供時間外は、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をお願い致します。

9. サービス内容に関する苦情など

事業所の訪問看護に関するご意見・苦情および各種サービスに関するご相談を承ります。

- (1) 苦情を受けた場合、管理者は直ちに利用者宅に行くなどして事情を聴き、苦情の詳細を確認します。
- (2) 苦情の内容を確認した後、速やかに関係者を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- (3) 検討会議の結果をまとめ、速やかに具体的な対応を指示します。同時に利用者にも説明し、必要な対応を行います。
- (4) 苦情処理結果を台帳に記録します。又、再発防止に努めるよう全職員に徹底します。
- (5) 訪問看護提供の苦情について、市町・国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、それに従い必要な改善を行い、求めがあった場合には、改善内容を報告します。

電話サービス相談窓口

ステラボ訪問看護リハビリステーション窓口担当:管理者 山根 えりか	(084)961-4227
-----------------------------------	---------------

次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

福山市介護保険課	0849-28-1166 (介護保険課直通)
広島県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	082-554-0783
介護支援ネットワーク (厚生労働省)	0120-070-608
広島社会福祉協議会	082-254-3419

10. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともにその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

11. 損害賠償

サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者または利用者の家族に過失がある場合は、この限りではありません。

12. ハラスメント

当事業所は、職員が安心して働き、利用者やご家族が安心してサービスを受けられるよう、ハラスメントの防止に取り組みます。対象は、職員、利用者・ご家族、取引先の方を含みます。

万が一、ハラスメント事案が発生した場合には、速やかに対応し、再発防止に努めます。また、必要に応じて関係機関への連絡や環境改善を行い、重大な場合には利用契約の解除等の措置を講じます。

【事業内容】

【事業者】

住 所： 広島県福山市新涯町3丁目10-21

社 名： 合同会社 Stellabo

代 表 者： 村重星舟

印

【事業所】

住 所： 広島県福山市新涯町3丁目10-21

事業所名： ステラボ訪問看護リハビリステーション

(指定番号 3461591079)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____印

【代理人】住 所_____

氏 名_____印(続柄)

署名代行理由：